

【Q & A】

Q 1. 「(3) 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項（別紙様式）」の契約書への袋とじ要否の判断はどのようにすればよいですか？

A. 仕様書又は指名（見積）通知書に書面の要否に関する記載がありますので、確認のうえ必要に応じて契約書に袋とじしてください。なお、書面の添付が不要（「否」）の場合は、契約書第 6 項条文を消去のうえ作成し、提出してください。

Q 2. 従事することとなる建築士は何名記載すればよいですか？

A. 従事することとなる建築士全てを記載してください。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務にのみ従事する方は記載する必要はありません。

Q 3. 業務の一部を再委託したいのですが、手続きはどのようにすればよいですか？

A. 白山市（工事監理）業務委託標準契約約款第 6 条第 3 項に基づく承諾を受ける必要があります。落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約書案の提出をする必要がありますので、速やかに業務担当課まで承諾願を提出してください。

Q 4. 契約書の他に必要な書類はありますか？

A. 建築士の資格及び所属建築士確認のための資料（資格証写し、事務所登録写し等）を求めることがあります。

Q 5. 別紙の内容に変更が生じた場合は変更契約の必要がありますか？

A. 原則、記載事項の変更について書面で取り交わす必要があります。